

第2期横手市空家等対策計画の一部改定案について

	現行		改定案
表紙	策定 令和3年4月	表紙	策定 令和3年4月 (追加) <u>一部改定 令和5年●月</u>
3 P	<u>基本的な指針</u>	3 P	<u>基本的な指針</u> (追加) <u>(最終改正 令和3年6月30日付け総務省・国土交通省告示第1号)</u>
同	<u>ガイドライン</u>	同	<u>ガイドライン</u> (追加) <u>(令和3年6月30日改正)</u>
3 P	<u>要綱</u> 【横手市 <u>老朽危険空家</u> 対策事業実施要綱】	4 P	<u>要綱</u> (変更) 【横手市 <u>特定空家等</u> 対策事業実施要綱】
4 P	<u>空き家</u> ②…付属する工作物とは、「物置」「塀」「門扉」「カーポート」等である。	4 P	<u>空き家</u> (変更) ②…付属する工作物とは、「塀」「門扉」「 <u>カーポート</u> 」「 <u>看板</u> 」等である。
6 P	※当市の計画では、「空き家」を基本の表記とするが、「空家等」はこのままの表記とする。 但し、法令については、「空家」等の規定の表記をそのまま使用する。	4 P	(記載箇所を移動) <u>空家等予備軍</u> の説明の下に記載。
7 P	○横手市の概要 (令和元年度末日現在) … ◇人口： <u>88,192</u> 人◇世帯： <u>34,158</u> 世帯	7 P	(変更) ○横手市の概要 (<u>令和4年度12月末日現在</u>) … ◇人口： <u>84,294</u> 人◇世帯： <u>34,037</u> 世帯

	◇過疎地域： <u>みなし過疎地域（8地域中、過疎地域5地域）</u>		◇過疎地域： <u>全部過疎地域（令和3年4月1日公示）</u>
9 P	図3-各種計画の位置づけイメージ 【個別計画】… ○横手市過疎地域自立促進計画	9 P	図3-各種計画の位置づけイメージ 【個別計画】… ○横手市過疎地域 <u>持続的発展</u> 計画（令和3年9月策定）
11 P	（2）横手市都市計画マスタープランとの関係 …○立地適正化計画について	11 P	（2）横手市都市計画マスタープランとの関係 …○立地適正化計画について <u>（図5の差し替え）（令和4年5月改定）</u>
12 P	（3）横手市住生活基本計画との関係…	12 P	（3）横手市住生活基本計画との関係… <u>（図6の差し替え）（令和4年度改定）</u>
13 P		13 P	<u>（図7の差し替え）（令和4年度改定）</u>
14 P	5 対象とする空家等の種類 当市で対象とする空家等の種類は、 <u>空家等特措法第2条第1項に規定する空家等のうち、空き住居（農地付きを含む。）や空き店舗、事務所、倉庫、作業場及びそれに付属する土地とする。</u> <u>また、活用促進の観点からその跡地についても対象とする。</u>	14 P	5 対象とする空家等の種類（変更） 当市で対象とする空家等の種類は、 <u>建築物（住宅、共同住宅、店舗、作業場、工場等）又はこれに付属する工作物（塀、門扉、カーポート、看板等）及びその敷地等（敷地及び立木等の土地の定着物、建築物を解体した後の跡地）とする。</u>
17 P	（2）横手市の空き家実態調査の結果 …横手地域のうち横手駅前周辺再開発の整備計画予定区域内の空き家数が146戸と多いことがわかる。	17 P	<u>（変更）</u> （2）横手市の空き家実態調査の結果 …横手地域の <u>内、横手駅を中心とした区域の空き家数が多い傾向にある。</u>

17 P	表 3 -横手駅前周辺再開発の整備計画予定区域内の空き家数 (表内の題名 駅前再開発該当地域空家件数)	17 P	(変更) 表 3 - <u>横手駅を中心とした区域の空き家数</u> (表内の題名 <u>横手駅を中心とした区域の空き家数</u>)
19 P	写真 図 1 3 一雪の重みにより倒壊した空き家 (平成 2 3 年 1 月撮影)「第 1 期空家等対策計画より」	19 P	(変更) 写真 図 1 3 一雪の重みにより倒壊した空き家 <u>(令和 4 年 2 月撮影)</u> <u>「相続人不存在の家屋の倒壊」</u>
22 P	3 空家等の調査 (1) 空家等調査の実施 …… ②実態調査 …… <u>行政指導を行い、それでも所有者等が適切な対応をしない場合は、……</u>	22 P	3 空家等の調査 (1) 空家等調査の実施 …… ②実態調査 (一部削除) …… <u>行政指導を行い、所有者等が適切な対応をしない場合は、……</u>
22 P	(2) <u>所有者等が特定できない場合の対応</u> ① <u>相続人不存在の空家等の確認</u> ア <u>法定相続人が相続放棄した旨を主張するなど、相続放棄が想定される場合は、税担当課へ所有者等に関する情報の開示請求を行い、法定相続人全員の相続放棄の事実について確認する。</u> イ <u>税情報により相続放棄の事実が確認できない場合は、家庭裁判所に相続放棄の事実を照会する。</u> ウ <u>法定相続人全員の相続放棄が確認された場</u>	22 P	(変更) (2) <u>相続人不存在等の所有者不明の空家等への対応について</u> ① <u>所有者不明の空家等の確認作業について</u> ア <u>相続人不存在の空家等の確認</u> ・ <u>課税情報により相続放棄の事実を確認する。</u> <u>確認できない場合、家庭裁判所に相続放棄の事実を照会する。</u> ・ <u>法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、相続財産法人となる。</u> イ <u>所有者不在の空家等の確認</u> ・ <u>調査結果に基づき、所有者等へ送付した配達証明郵便が返送された場合等は、「過失なく所有者等を確認できない」所有者</u>

	<p>合は、所有者不存在の空家等とみなす。</p> <p>エ 家庭裁判所に照会しても相続放棄の事実を確認できない場合は、所有者に相続放棄の事実を証する書類の提出を求める。</p> <p>オ 相続放棄の事実を証する書類が提出された場合は、相続人不存在の空家等とみなす。</p>		<p><u>不在の空家等とみなす。</u></p> <p><u>戸籍等を調査し、他の所有者等（相続人、管理人等）がない場合は、所有者不在の空家等とみなす。</u></p> <p>ウ <u>会社が破産等で倒産した空家等の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>課税情報により、会社の取締役や清算人等が確認できない場合は、法務局の商業登記簿を調査する。</u> <u>会社の破産手続等が終了し、会社の解散を確認した場合は、所有者不在の空家等とみなす。</u>
<p>22～ 23 P</p>	<p>② <u>所有者行方不明の空家等の確認</u></p> <p>ア <u>調査結果に基づき、所有者等へ送付した配達証明郵便が返送された場合等は、「過失なく所有者等を確知できない」所有者行方不明の空家等とみなす。</u></p> <p>③ <u>所有者不明（未登記）の空家等の確認</u></p> <p>ア <u>所有者等確認のため、税担当課へ所有者等に関する情報の開示請求を行う。</u></p> <p>イ <u>開示された情報をもとに、所有者等の確認を行う。</u></p> <p>ウ <u>税情報により所有者等を確定できない場合は、「過失なく所有者等を確知できない」所有者不明の空家等とみなす。</u></p> <p>④ <u>相続人不存在の空家等の相続財産管理人選任申立ての実施</u></p> <p>ア <u>相続人の存否が明らかでないとき（相続人</u></p>	<p>23 P</p>	<p><u>エ 未登記の空家等の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>課税情報により所有者等を確定できない場合は、「過失なく所有者等を確知できない」所有者不明の空家等とみなす。</u> <p>② <u>所有者不明の空家等への対応について</u></p> <p><u>所有者不明となった原因や事情等に応じて、空家等に対し適切な措置をとるものとする。</u></p> <p>ア <u>空家等特措法に基づく略式代執行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>措置を命ずる場合に、過失なくして命ずるべき者を確知できないときは、略式代執行による空家等への措置を実施する。</u> <u>所有者不明の空家等の処分に関し、市で順位付けをし、計画的に解体等を行うものとする。</u> <u>※令和5年度 旧ニッセイ電機廃工場解体除去工事を予定。</u> <u>他の所有者不明の空家等については、順次、略式代執行で解体除去し対応する。</u> <p>イ <u>相続人不存在の空家等の相続財産管理人選任申立て</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>相続人の存否が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄を</u>



<p><u>全員が相続放棄をして、相続する者がいなくなった場合を含む。）は、家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立てを行う。</u></p> <p><u>イ 財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の財産を清算し、残った財産は国庫に帰属する。</u></p> <p><u>ウ 市は、対象の空家等に対する債務を有することや特定空家等であること等の要件を満たせば、利害関係人として財産管理人の選任を申立てることができる。</u></p> <p><u>エ 市は、相続財産管理人が財産を管理するために必要な費用として、裁判所に予納金を納める必要がある。相続財産管理人が財産を関するために必要な費用を予納金が上回った場合、差額は市に返還される。</u></p> <p><u>⑤ 所有者行方不明の空家等の不在者財産管理人選任申立ての実施</u></p> <p><u>ア 所有者行方不明の場合、家庭裁判所に不在者財産管理人選任の申立てを行う。</u></p> <p><u>イ 不在者財産管理人は、所有者等の債権者等に対して所有者等の財産を清算し、残った財産は国庫に帰属する。</u></p> <p><u>ウ 市は、対象の空家等に対する債務を有することや特定空家等であること等の要件を満た</u></p>	<p><u>して、相続する者がいなくなった場合を含む。）は、家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立てを行う。</u></p> <p><u>ウ 所有者不在の空家等の不在者財産管理人選任申立て</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 所有者不在の場合、家庭裁判所に不在者財産管理人選任の申立てを行う。</u> <p><u>エ 会社が破産等で倒産した空家等の清算人選任申立て</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 会社が破産等で倒産した空家等について、裁判所に清算人選任の申立てを行う。</u>
---	--

	<p>せば、利害関係人として不在者財産管理人の選任を申立てることができる。</p> <p>エ 市は、不在者財産管理人が財産を管理するために必要な費用として、裁判所に予納金を納める必要がある。不在者財産管理人が財産を管理するために必要な費用を予納金が上回った場合、差額は市に返還される。</p>		
23 P	<p>(4) 空家等情報のデータベース化</p> <p>.....</p> <p>また、地図情報に空家等の所在地を落とし込み、その位置情報をより把握しやすくするため、システム化を検討する。</p>	23 P	<p>(変更)</p> <p><u>(3) 空家等情報のデータベース化</u></p> <p>.....</p> <p>また、<u>システムの導入などにより</u>、地図情報に空家等の所在地を落とし込み、その位置情報をより把握しやすくするため、<u>データベース化する</u>。</p>
25 P	<p>5 「適正管理」の推進</p> <p>空家等は、<u>個人の財産</u>なので、空家等の管理は、.....</p>	25 P	<p>5 「適正管理」の推進 (一部削除)</p> <p>空家等は、<u>個人財産で、管理は</u>、.....</p>
26 P	<p>(2) 横手市居住支援協議会との連携</p> <p><u>横手市居住支援協議会が県内で初めて設立されたことから、今後、空き家や民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅セーフティネットの構築に向けて、行政と民間団体、福祉や不動産関係の業者が連携し、住宅確保要配慮者の入居を支援していく。</u></p> <p>また、平成29年度に改正された住宅セーフ</p>	26 P	<p>(変更) (2) 横手市居住支援協議会との連携</p> <p><u>2019 (平成31年) 3月12日、本市は、宅地建物取引業者8者及び居住支援団体10者と「横手市居住支援協議会」を設立し、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築に向けて、住宅確保要配慮者の居住を支援する体制を整備した。</u></p> <p><u>住宅セーフティネット法を踏まえ、国や県と連携して、住宅確保要配慮者及び貸主双方に向けた支援を行う。</u></p>

	<p>ティネット法を踏まえ、国や県と連携して、住宅確保要配慮者及び家主双方に向けて、住まいや暮らしに関する各種サービスを提供する等の支援を行う予定である。</p>		
26 P	<p>図 1 6 -横手市居住支援協議会のイメージ図</p>	26 P	<p>図 1 6 -横手市居住支援協議会のイメージ図 (差し替え) 「横手市住生活基本計画より (一部抜粋)」(令和 4 年度改定)</p>
29 P	<p>⑤ 家財道具等の片付けや修繕に関する支援 ア 空き家バンクに登録された物件等に関して、空き家の流通や利活用を推進するため、市からの補助金交付等の支援策を検討する。</p>	29 P	<p>(変更) ⑤ 家財道具等の片付けや修繕に関する支援 空き家バンクに登録された物件等に関して、空き家の流通や<u>空き家を活用した移住・定住等</u>を推進するため、市からの補助金交付等の支援策を<u>検討し、実施する。</u> <u>空き家バンク活用推進事業 (令和 5 年度から実施予定)</u> <u>i 空家等の家財道具の片付け費用等の補助</u> <u>補助率 5 0 % 上限額 1 0 万円</u> <u>ii 空家等の改修等の費用の補助</u> <u>【一般居住型】</u> 当市への移住・定住に資する空き家 (住宅等) の改修等の費用 <u>補助率 5 0 % 上限額 5 0 万円</u> <u>【子育て世帯・若者世帯型】</u> 当市への移住・定住や人口減少抑制に資する空き家 (住宅等) の改修等の費用 <u>補助率 5 0 % 上限額 1 0 0 万円</u> <u>【店舗等活用型】</u> <u>少子高齢化や人口減少により衰退する地域のコミュニティの維</u></p>

			<u>持・再生に資する空き家（住宅等）の店舗等への改修等の費用 補助率50% 上限額150万円</u>
29 P	⑥農地付き空き家の活用… イ 空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を取得する際の要件である下限面積については、市農業委員会において定めている。	30 P	(変更) ⑥農地付き空き家の活用… イ 空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を取得する際 <u>には、市農業委員会の審議及び許可を得なくてはならない。</u>
29 P	図 2 0—農地付き空き家のイメージ図	30 P	図 2 0—農地付き空き家のイメージ図 (差し替え)
30 P	図 2 1—「農地付き空き家」事務手続きのイメージ図	31 P	図 2 1—「農地付き空き家」事務手続きのイメージ図 (差し替え) <u>(令和4年12月改定)</u>
30 P	①A 売りたい人が「空き家バンク」へ登録申請 (生活環境課へ提出) ②A 売りたい人が空き家に付随した農地指定の申請 (農業委員会へ提出) ③空き家に付随した農地指定の可否の決定 (農業委員会) ④A 売りたい人へ判断結果の通知 (農業委員会) ⑤空き家に付随した農地指定の告示 (農業委員会) ⑥A 売りたい人と B 買いたい人で交渉 (不動産業者が仲介) ⑦農地法 3 条 (売買又は賃貸) の許可申請 (農業委員会へ提出) ⑧農地法 3 条の審議・許可を決定 (農業委員会)	31 P	(変更) ①A 売りたい人が「空き家バンク」へ登録申請 (生活環境課へ提出) ②A 売りたい人と B 買いたい人で交渉 (不動産業者が仲介) ③農地法 3 条 (売買又は賃貸) の許可申請 (農業委員会へ提出) ④農地法 3 条の審議・許可を決定 (農業委員会) ⑤A 売りたい人と B 買いたい人へ農地法 3 条許可書の発行 (農業委員会) ⑥農地の取得 (売買契約)・賃貸借契約の締結 (不動産業者が仲介) ※農地法の改正により、下限面積の要件が廃止されたことから、事務手続きに変更があったものである。

	<p>⑨A 売りたい人と B 買いたい人へ農地法 3 条許可書の発行（農業委員会）</p> <p>⑩農地の取得（売買契約）・賃貸借契約の締結（不動産業者が仲介）</p>		
31 P	<p>イ 木造住宅耐震改修等補助事業（市補助金） 旧耐震基準（昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前）で建築の木造戸建住宅を所有する方等が、耐震診断、耐震改修工事、耐震改築工事を行う場合に補助金を交付する。</p>	32 P	<p>（変更）</p> <p>イ 木造住宅耐震改修等補助事業（市補助金） <u>昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工した</u>木造戸建住宅を所有する<u>個人が</u>、耐震改修工事、耐震改築工事を行う場合に補助金を交付する。</p>
33 P	<p>7 特定空家等対策 （1）特定空家等の基本方針 …… <u>特定空家等に対する勧告や命令、行政代執行等の措置については、……市の条例、規則、要綱で定めた判断基準により実施し、横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見等を聴いて市長が決定する。……</u></p> <p>② 措置内容の検討 …… ウ <u>措置の内容を決定するにあたり、協議会の意見を求めることにする。また内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるものとする。</u></p>	34 P	<p>7 特定空家等対策（変更） （1）特定空家等の基本方針 …… <u>特定空家等の認定及び助言・指導や勧告、命令、行政代執行等の措置については、……市の条例、規則等で定めた判断基準により実施し、横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）への諮問に対する答申や意見等を参考にして市長が決定する。</u> ……</p> <p>② 措置内容の検討 …… ウ <u>措置内容の決定や変更等について、協議会へ諮問し、答申や意見等を求めるものとする。</u></p>

		<p>35 P (追加)</p> <p><u>(2) 特定空家等の認定及び措置に関する判断基準</u></p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>空家等特措法第2条第1項：空家等か否かの判断</u></p> <p><u>【居住その他の使用がされていないことが常態であるもの】</u></p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>空家等特措法第2条第2項：第14条の適用がある特定空家等か否かを判断</u></p> <p><u>【特定空家等の4類型に該当するもの】</u></p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p><u>空家等特措法第14条：特定空家等に対する措置を判断</u></p> <p><u>【特定空家等に対する措置】</u></p> <p>①<u>周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれの有無</u></p> <p>②<u>悪影響の程度と危険等の切迫性</u></p> </div>
		<p>35 P</p> <p>①<u>空家等特措法第2条の該当性の判断</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>「空家等か否か」の判断</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>「特定空家等か否か」の判断</u></p> <p>②<u>空家等特措法第14条の適用の判断</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>「助言・指導相当か否か」の判断</u></p>

		<p><u>イ 「悪影響をもたらすおそれ」があると判断されたものについては、「その悪影響の程度と危険等の切迫性」に限界づけられる範囲で、助言・指導、勧告、又は命令が発せられる。</u></p> <p><u>③特定空家等の認定と助言・指導等の行政指導・行政処分の判断</u></p> <p><u>ア 特定空家等の4類型は、措置が講じられるべき対象（物の状態）を類型化したものであり、ガイドラインに類型ごとの要件が示され、措置の対象となる事象を示したものであることから、原則的には所有者等に助言・指導等を行う。</u></p> <p><u>ただし、特定空家等ならば即座に助言・指導をしなくてはならないものでなく、総合的に判断されることから、実務的には、始めに空家等特措法第12条に基づく情報提供・助言や法定外指導で対応する。</u></p> <p><u>イ 特定空家等の判断基準は、「周辺にもたらされる悪影響」を想定して作成されており、物の状態に着目した基準であるが、必ずしも全てを定量化できるものではなく、総合的に判断する。</u></p> <p><u>ウ 特定空家等の措置の判断基準は、周辺の建築物や通行人等に対して悪影響をもたらすおそれがあるか否かを総合的に判断する。</u></p>
34 P	<p><u>(2) 措置の実施 ……</u></p> <p>② 所有者等による空家等の除却の推進 <u>特定空家等の中でも、特に老朽化して危険な空き家（以下「老朽危険空き家」とい</u></p>	<p>(変更、一部削除)</p> <p><u>(3) 措置の実施 ……</u></p> <p>② 所有者等による空家等の除却の推進 <u>居住その他使用されていないことが常態になって、1年以上居</u></p>

	<p>う。)については、周辺住民や道路交通等に著しく悪影響を与えているので、除却を推進する。</p> <p>現在、国の「空き家対策総合支援事業」を活用して実施しているが、これまで国の他の交付金や起債を財源としたこともあり、継続して実施してきている。</p> <p>また、老朽危険空き家の判断基準を別に設けている。</p>		<p><u>住や出入りがなく 放置されている空家等を対象とする。</u></p> <p>国の「空き家対策総合支援事業」を活用して実施しているが、これまで国の他の交付金や起債を財源としたこともあり、継続して実施してきている。</p>
34 P	<p>ア <u>老朽危険空き家解体補助事業</u></p> <p>i <u>危険排除を最大目的とし、収入要件は設定しない。</u></p> <p>ii <u>対象となる空家等は倒壊、建築材等の飛散の危険性が高い空家等とする。</u></p> <p>iii <u>補助割合、補助上限額はこれまでと同様とする。</u></p>	36 P	<p>(変更)</p> <p>ア <u>空家等解体補助事業 (内容を見直して令和5年度から実施予定)</u></p> <p><u>特定空家等及び特定空家等に認定されていない空家等で、老朽化や雪害等の各種災害により被害が生じた空家等若しくは見込まれる空家等の緊急的又は予防的な解体除却について対象とする。</u></p> <p><u>判断基準については、特定空家等は規則で、その他の空家等の緊急的又は予防的な解体除却については要綱に定める。</u></p> <p>i 【特定空家等解体補助事業】</p> <p><u>特定空家等に認定されている空家等を対象とする。</u></p> <p>○主な条件</p> <p><u>世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得が高い者)の前年度所得が460万円以下であること。ただし、扶養親族ひとりにつき3</u></p>

			<p>8万円を加算)。</p> <p>○補助割合及び上限額 補助割合：工事費用の30% 上限額：15万円</p> <p>ii 【その他の空家等解体補助事業】 準特定空家等を対象とする。</p> <p>○主な条件 所得要件は、なし。</p> <p>○補助割合及び上限額 補助割合：工事費用の50% 上限額：50万円</p>
34 P	<p>イ 跡地活用事業</p> <p>i 対象となる空家等は、解体補助事業と同様とする。</p> <p>ii 寄附を受ける土地は、市や自治会が直接活用できる場所とする。</p> <p>iii 寄附受諾の可否等は、空家等対策委員会において協議する。</p>	37 P	<p>(変更)</p> <p>イ 跡地活用事業 (令和5年度以降に実施予定)</p> <p>跡地を地域住民等が公共的用途に使用することを条件に、空家等の建物及び土地の所有者等から市が無償で寄附を受け、空家等を解体除却するものである。</p> <p>○主な条件 寄附を受ける土地は、市や自治会等が直接活用できる場所とする。 寄附受諾の可否は、空家等対策委員会において協議する。</p>
35 P	表5-解体補助事業・跡地活用事業の概要		(削除)
36 P	(3) 税制上の措置の実施	38 P	(4) 税制上の措置の実施
36 P	(4) 緊急措置（緊急安全措置、応急措置等）の実施	38 P	(5) 緊急措置（緊急安全措置、応急措置等）の実施
37 P	表6-空家等の除去等に関連する法令の一部	39 P	表5-空家等の除去等に関連する法令の一部

38 P	②実施の要件 …… イ 重大な被害が発生し、または切迫して いて緊急的対応が必要な場合に限り、例外的 に所有者等の同意を得ないで <u>実施する</u> 。	40 P	(変更) ②実施の要件 …… イ 重大な被害が発生し、または切迫して いて緊急的対応が必要な場 合に限り、例外的に所有者等の同意を得ないで <u>実施し、後で通知す る</u> 。
		40 P	(追加) <u>④所有者不明等の空家等</u> <u>ア 残置物について、飛散防止のため網掛け等を実施する。</u> <u>イ 適当な時期に残置物の処理を行う。</u>
38 P	<u>表 7</u> —緊急措置の実績	40 P	<u>表 6</u> —緊急措置の実績
39 P	<u>(5)</u> 豪雪地帯・特別豪雪地帯の特定空家等対 策	41 P	<u>(6)</u> 豪雪地帯・特別豪雪地帯の特定空家等対策
40 P	下記のイラスト（屋根の雪下ろし）	42 P	下記のイラスト（屋根の雪下ろし） ※屋根に上っている人の腰に安全ロープを追加した
41 P	② <u>協議事項</u> ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実 施に関する <u>協議</u> イ <u>空家等の適正な管理及び利活用に関する</u> <u>事項についての協議</u> ウ 特定空家等の措置に関する <u>協議</u> エ <u>市長がその他空家等対策の執行に関し必</u> <u>要とする事項</u>	43 P	(変更) ② <u>所掌事項</u> ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する <u>こと</u> 。 イ <u>特定空家等の認定に関すること</u> 。 ウ 特定空家等に対する措置に関する <u>こと</u> 。 エ <u>空家等の施策に関し重要な事項に関すること</u> 。

41 P	<p>③ 検討課題</p> <p><u>当該協議会は、空家等特措法に基づく協議会ではなく、任意協議会である。</u></p> <p><u>このため、市の空家等対策は、必ずしも協議会の意見に縛られず、参考にしているものであり、市長を会長とした法定協議会への移行が検討課題である。</u></p>	43 P	(削除)								
42 P	<p>表 8 一部署別担当業務</p> <p>表中「危機管理課」</p>	44 P	<p>表 7 一部署別担当業務</p> <p>表中「<u>危機対策課</u>」</p>								
43 P	<p>表 8 一部署別担当業務</p> <p>表中【<u>実験農場</u>】・農業技術研修</p>	45 P	(削除)								
43 P	<p>表 8 一部署別担当業務 表中【<u>建築住宅課</u>】</p> <p>・住生活基本計画・住宅耐震診断、住宅改修補助</p> <p>・緊急措置（建築基準法）・居住支援</p>	45 P	<p>(変更)</p> <p>表 8 一部署別担当業務 表中【<u>建築住宅課</u>】</p> <p>・住生活基本計画</p> <p>・<u>横手市耐震改修促進計画、木造住宅耐震診断支援、木造住宅耐震改修等補助・勧告及び命令</u>（建築基準法）・居住支援</p>								
44 P	<p>① 数値目標</p> <p><u>老朽危険空き家の戸数を 20 戸以内とし、空き家に占める老朽危険空き家の割合を 1%以内とする。</u></p>	46 P	<p>① 数値目標 (変更)</p> <p><u>ア その他の空き家数（住宅・土地統計調査）</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1114 2074 1310"> <thead> <tr> <th><u>その他の 空き家の数</u></th> <th><u>H 2 5 (前回値)</u></th> <th><u>H 3 0 (現状値)</u></th> <th><u>R 5 (目標値)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>戸数 (戸)</u></td> <td><u>2, 5 2 0</u></td> <td><u>2, 8 2 0</u></td> <td><u>3, 5 0 0 以 下</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>その他の 空き家の数</u>	<u>H 2 5 (前回値)</u>	<u>H 3 0 (現状値)</u>	<u>R 5 (目標値)</u>	<u>戸数 (戸)</u>	<u>2, 5 2 0</u>	<u>2, 8 2 0</u>	<u>3, 5 0 0 以 下</u>
<u>その他の 空き家の数</u>	<u>H 2 5 (前回値)</u>	<u>H 3 0 (現状値)</u>	<u>R 5 (目標値)</u>								
<u>戸数 (戸)</u>	<u>2, 5 2 0</u>	<u>2, 8 2 0</u>	<u>3, 5 0 0 以 下</u>								

	<p style="text-align: center;">横手市老朽危険空き家数の変化</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年3月</th> <th>令和2年9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 空き家数</td> <td>1,780</td> <td>1,807</td> </tr> <tr> <td>■ 危険空き家</td> <td>34</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 2 5—横手市老朽危険空き家数の変化 「平成 2 5・2 6 年度実態調査及び令和 2 年 度実態調査より」</p>		平成27年3月	令和2年9月	■ 空き家数	1,780	1,807	■ 危険空き家	34	28	<p style="text-align: center;"><u>イ 空き家バンク活用推進事業の利用数（令和 5 年度から実施）</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">R 5</th> <th style="text-align: center;">R 6</th> <th style="text-align: center;">R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用数（件）</td> <td style="text-align: center;">1 7</td> <td style="text-align: center;">1 8</td> <td style="text-align: center;">1 9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R 5	R 6	R 7	利用数（件）	1 7	1 8	1 9
	平成27年3月	令和2年9月																	
■ 空き家数	1,780	1,807																	
■ 危険空き家	34	28																	
年度	R 5	R 6	R 7																
利用数（件）	1 7	1 8	1 9																
45 P	表 9—空き家に占める老朽危険空き家の割合	(削除)																	
45 P	図 2 6—相続人不存在の空家等の相続財産管理人選任申立ての事例（横手市十文字）	47 P (変更) 図 2 6—相続人不存在の空家等の相続財産管理人選任申立ての事例（横手市十文字町）																	